

あかし安全のまちづくり計画（明石市強靱化地域計画）策定について

上記計画につきまして、令和2年3月議会での計画（案）の報告後、パブリックコメントを実施し、計画を策定しましたので報告します。

1 計画の策定趣旨と位置付け

(1) 計画の策定趣旨

国が「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）に基づき国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を国が定め推進し「国土強靱化」を図ることとしている。

明石市においても国の方針に基づきあらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、取り組みを総合的かつ計画的に推進するため明石市強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

(2) 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「地域計画」であり、国の基本計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「明石市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「明石市地域防災計画」や明石市総合計画の各種部門計画における本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。

2 対象とする大規模災害

本計画で対象とする災害は、明石市に大きな被害をもたらす大規模災害として、自然条件や過去の災害発生、予見の状況等を踏まえ以下の通り設定しました。

- 地震及びその発生に伴う津波災害
- 風水害による豪雨、土砂災害、高潮災害

3 計画の目標

基本目標

- 1) 人命の保護が最大限に図られる。
- 2) 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。
- 4) 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする。

事前に備えるべき目標

- 1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- 2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- 5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- 6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- 7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- 8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

4 計画のスキーム

- ① 地域を強靱化する上での目標の明確化
↓
- ② 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ) の設定
↓
- ③ 脆弱性の分析・評価・課題の検討
↓
- ④ リスクへの対応方策(推進すべき施策) の検討
↓
- ⑤ 対応方策についての重点化・優先順位付け

5 計画の期間

計画期間は令和 2 年度から令和 7 年度までとします。但し、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを検討します。

6 策定経緯

- 1) 令和元年 12 月議会総務常任委員会策定趣旨及び骨子報告
- 2) 令和 2 年 3 月議会総務常任委員会計画(素案) 報告
- 3) パブリックコメントの実施(令和 2 年 4 月 15 日～5 月 15 日) 意見の提出はなし